# 「エシカル×あいち」メンバー(エシカル消費取組事業者等)募集要領

#### 1 趣旨

エシカル消費\*\*に取り組む事業者や団体、学校等を「エシカル×あいち」メンバー (以下、「メンバー」という。)として募集し、その取組を情報発信することで、広く 県民にエシカル消費を普及啓発し、認知度を高めるとともに、消費者一人ひとりに 日々の生活におけるエシカル消費の実践を促すことを目的とする。

※ エシカル消費とは、障害のある人が事業所等で作った製品の購入や、コロナ禍により打撃を受けている事業者・生産者の商品の購入、フェアトレード商品やエコ商品、被災地産品の購入や地産地消など、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動のこと。

# 2 メンバー加入資格

愛知県内に事業所を有し、エシカル消費に関する取組を実施している事業者、団体、学校等(以下、「事業者等」という。)で、愛知県が次に掲げるすべての要件を満たすと判断する者とする。

なお、エシカル消費に関する取組は、事業者等が消費者に向けて実施する取組とする。

- 県税等の滞納がないこと
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団又は第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する事業者等でないこと
- ・ 法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと
- ・ 愛知県のエシカル消費の取組及びメンバーの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと
- ・ その他愛知県がメンバーとして適当であると認められない活動をしないこと

### 3 応募方法

#### (1) 申込書の提出

メンバーへの加入を希望する事業者等は、「エシカル×あいち」メンバー加入申込書(様式第1号)(以下、「申込書」という。)にエシカル消費に関する取組内容等を記載し、電子申請・届出システム、メール、ファックスのいずれかの方法にて提出する。

#### (2) 受理後の取扱い

- ・ 愛知県は、原則として、各月1日から末日までに受理した申込書を翌月上旬に 取りまとめ、応募事業者等がメンバー加入資格を満たしていることを確認の上、 メンバーに加入許諾の通知をするとともに、インセンティブとして「エシカル× あいち」ロゴマークデータを提供する。
- ・ 愛知県は、メンバーの取組を県のエシカル消費ポータルサイト「私が変わる 未来を変える エシカル×あいち」(以下、「ポータルサイト」という。) に掲載 する。

#### (3) その他

メンバーは、「エシカル×あいち」メンバー変更届(様式第2号)を提出することで、事業者名や取組内容等を変更することができる。

# 4 メンバーの取消し

メンバーは、加入資格を満たさなくなった場合は、「エシカル×あいち」メンバー 脱退届(様式第3号)を提出する。

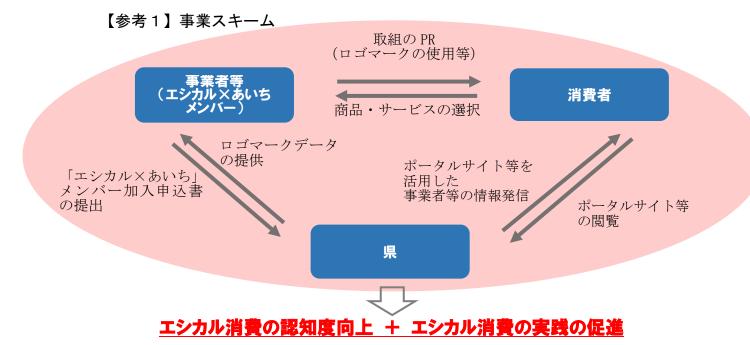
愛知県は、メンバーが次のいずれかに該当するときは、メンバーを取り消すことが できる。

- ・ メンバーから、「エシカル×あいち」メンバー脱退届(様式第3号)の提出があったとき
- ・ メンバーの虚偽又は不正が判明したと愛知県が認めたとき
- ・ その他メンバーとして愛知県が適当でないと認めたとき

# 5 提出先・問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ 〒460-8501 (住所記載不要) 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6603 (ダイヤルイン)

E-mail kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp



# 【参考2】「エシカル×あいち」ロゴマーク

